

在外教育施設の高校生のみなさんへ

日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも行います。

※新制度は平成26年度入学の生徒から対象となります。

◆対象となるのは、文部科学大臣の認定又は指定する以下の在外教育施設です。

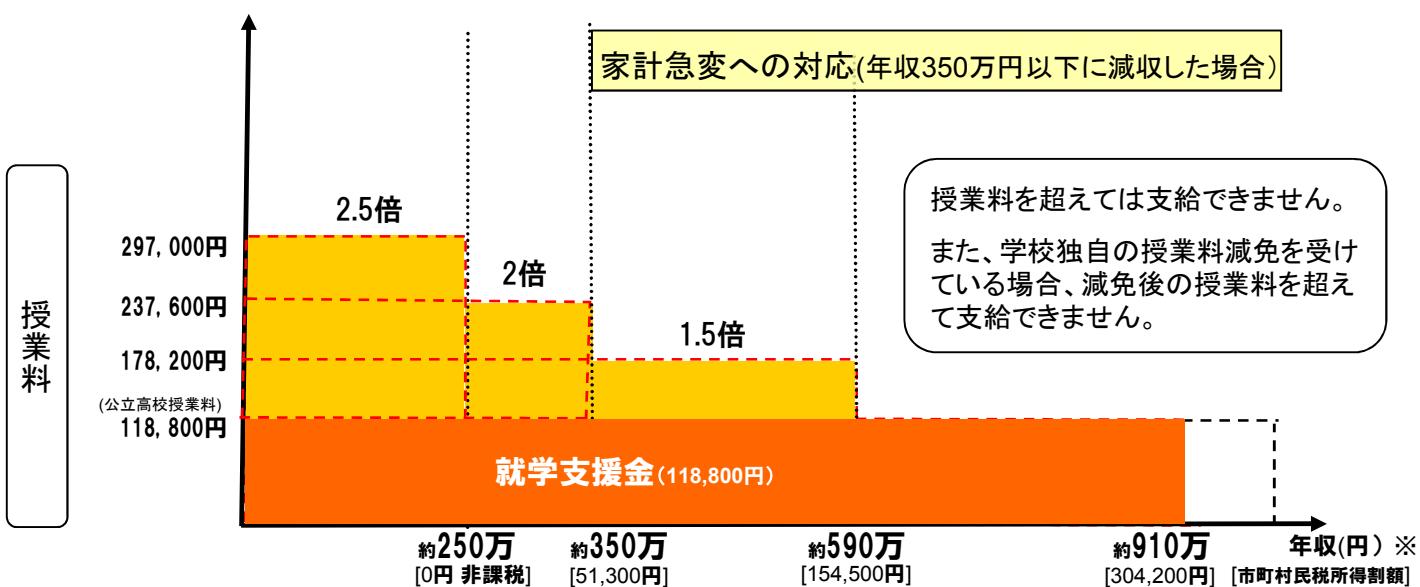
上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、如水館バンコク（タイ）
立教英國学院（英國）、帝京ロンドン学園（英國）、スイス公文学園（スイス）、
慶應義塾ニューヨーク学院（米国）

◆受給資格要件として日本国籍を持つことの他、所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額304,200円）以上の世帯の生徒については、支給しません。

◆低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給します。

◆支給期間は原則36ヶ月です（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大24ヶ月延長して支援）。

◆申請時期は学年の始まる月（ただし転入学する場合、災害等により家計急変が認められる場合は学年の途中の申請も可能）



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。
実際は[]で示した市町村民税所得割額(両親の合算)で判断。

手続きについて

支援を受けるためには、在外教育施設を通じて以下の書類を提出する必要があります。毎年、文部科学省が受給資格や支給額の認定を行います。また、休学・退学する場合や保護者等の変更があった場合は、速やかに在外教育施設を通じて文部科学省に申請することが必要です。

【受給資格の認定のために必要な書類】

申請書、市町村民税所得割額を公的に確認できるもの（課税証明書等。原則、前年度のもの。直近のものであれば5年前のものまで可能※。前年度のものでない場合、当該課税額が直近のものであることを証明するため赴任日や渡航日を証明できるものを併せて提出）、日本国籍を証明するもの（パスポートの写し等）等

※ただし加算分の支給は前年度の市町村民税所得割額が確認できる課税証明書等が提出された場合に限る。

お問合せ先：文部科学省初等中等教育局高校修学支援室高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）

電話 03-6734-3176 メール mushouka@mext.go.jp

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 就学支援金

検索